

# 平成30年教育委員会第10回臨時会会議録

開会日時 平成30年11月21日 午前 10時00分

閉会日時 同 上 午前 12時08分

場 所 教育委員会室

出席委員 教育長 塩澤 雄一  
同職務代理者 塚本 亨  
委員 天宮 久嘉  
委員 日高 芳一  
委員 齋藤 初夫  
委員 大里 豊子

## 議場出席委員

・教育次長	駒井 亜子	・学校教育担当部長	杉立 敏也
・教育総務課長	鈴木 雄祐	・学校施設課長	若林 繁
・学校施設整備担当課長	杉谷 洋一	・学務課長	神長 康夫
・指導室長	和田 栄治	・統括指導主事	塩尻 浩
・地域教育課長	山崎 淳	・放課後支援課長	生井沢 良範
・生涯学習課長	加納 清幸	・生涯スポーツ課長	倉地 儀雄
・中央図書館長	鈴木 誠		

## 書 記

・教育企画係長 富澤 章文

開会宣言 教育長 塩澤 雄一 午前 10時00分 開会を宣する。

署名委員 教育長 塩澤 雄一 委員 塚本 亨 委員 天宮 久嘉

以上の委員3名を指定する。

議事日程 別紙のとおり

○教育長 おはようございます。

それでは、ただいまより平成30年教育委員会第10回臨時会を開会いたします。

本日の議事録の署名は、私に加えて、塚本委員と天宮委員にお願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

それでは、議事に入ります。

本日は議案が6件、報告事項等が14件となっております。議案の進め方については、44号は個別審議、45号から48号までは一括説明・個別審議、そして49号は個別審議ということで進めたいと思いますので、よろしくお願ひします。

それでは、議案第44号「平成30年度葛飾区一般会計補正予算（第3号・教育費）に関する意見聴取」をお願いいたします。

教育総務課長。

○教育総務課長 それでは、議案第44号「平成30年度葛飾区一般会計補正予算（第3号・教育費）に関する意見聴取」についてご説明させていただきます。

まず提案理由でございます。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づきまして区長から意見を求められたため、本案を提出するものでございます。

なお、この後、議案第45号から第48号までが同理由となりますので、そちらの説明は割愛させていただきます。

こちらの予算案の意見聴取につきましては、別添予算案について異議のない旨を区長に回答したいと考えてございます。

それでは1枚おめくりいただきまして、予算案の教育費部分の抜粋でございますが、資料の9ページをごらんいただければと思います。歳入の部分でございます。まず第13款国庫支出金、第1項国庫補助金、第3目教育費負担金の第1節教育施設整備費、こちらの369万2,000円の減額、さらにその二つ下の第7節、項は違いますけれども、学校施設環境改善交付金、こちらの1億824万9,000円の減額、さらに四つ下、教育施設整備積立基金繰入金の1億3,800万円の減額、さらに1枚おめくりいただきまして11ページ、義務教育施設整備費の5億5,600万の減額、こちらにつきましては、後ほど歳出のほうでお話しいたします小松中学校の改築工事延伸に伴う歳出額の減額に伴うものでございます。

さらに9ページにお戻りいただきまして、下から二つ目、5番と書いてあるところ、夢と誇りあるふるさと葛飾基金繰入金の100万円、さらに一番下の8番の雑入300万円、こちらも後ほど歳出のほうでご説明をいたします葛飾柴又文化的景観選定の記念切手の作成に伴う歳入でございます。

歳入については以上でございます。

それでは歳出のほうということで、まず 13 ページのほうをごらんいただければと思います。こちらは学校給食の食材購入費でございますけれども、本年 7 月に学校給食費の実施基準というものが改正されたことに伴いまして、不足する食材費のほうを保護者負担によらず公費で賄うものでございます。来年の 1 月から 3 月分として、小学校で 1,341 万円、1 枚おめくりいただき 15 ページ、中学校のほうで 216 万 9,000 円を計上してございます。給食費については以上でございます。

さらに 15 ページになりますけれども、校舎建設経費ということで 8 億 5,260 万円の減額でございます。こちらにつきましましては、小松中学校の改築経費につきまして、工事の最中に現場地中から大量の家庭ゴミ等が出たため、この処理等に伴いまして工事が延伸するというので、今年度の工事費の減額、またそれにあわせまして債務負担行為を設定し直す、さらに特別区債起債限度額を引き下げるというものでございます。今年度の工事減額についてはただいま申し上げた 8 億 5,260 万円。債務負担行為につきましては、18 ページのほうをごらんいただきますと、表の中段、管理業務委託費、こちらのほうでは 602 万 4,000 円、その下、改築工事費につきましては 1 億 600 万円、それぞれ増額しているところでございます。起債限度額については 19 ページに記載のとおりでございます。

恐れ入ります。1 枚お戻りいただきまして 17 ページ。文化財保護事業経費の文化財保護普及啓発経費でございます。葛飾柴又の文化的景観選定記念切手作成経費で、こちらにつきましては、柴又の文化的景観選定を記念しまして受けた寄付金のほうを活用して記念切手を作成するもので、作成委託料等で 419 万 4,000 円の計上となっております。

私からの説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○教育長 それでは、ただいまの説明についてご質問等ございますでしょうか。

塚本委員。

○塚本委員 只今のご提案は、まだ審議に入っておりませんが、45 号から 48 号あるいは個別審議の 49 号に係る部分で派生した補正という理解をいたしますので、よろしいかと思えます。

○教育長 よろしいでしょうか。

それではお諮りいたします。議案第 44 号について、原案のとおり可決することにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 異議なしと認め、議案第 44 号は原案のとおり可決といたします。

続きまして議案第 45 号から議案第 48 号までを上程いたします。

それでは一括して説明をお願いします。

学校施設整備担当課長。

○学校施設整備担当課長 それでは議案第 45 号について説明いたします。件名「葛飾区立小松中学校建築工事請負契約の変更に関する意見聴取について」でございます。別添の契約変更案について異議のない旨を区長に回答したいと考えてございます。

1 枚おめくりいただき別添の契約変更案をごらんください。中ほどに記載のあります 1 の本件工事名は葛飾区立小松中学校建築工事でございます。この中学校の改築は来年の 2 学期から新校舎で学校運営ができるよう建築工事を進めておりましたが、基礎を打つための土工事に際しまして地下 1 メートルから 3 メートルの範囲で、お茶碗、下駄、雪駄、木製の家具の破片などを含みまじりたる廃棄物混じり土が大量に出てきました。具体的には、現在まで 3,000 立方メートルほど廃棄物混じり土が出てきている状況でございます。その処分を行うための費用、そして工期の延伸について契約変更を行うものでございます。

2 の契約の相手は金子・田辺・佐藤建設共同企業体で、3 の契約変更内容でございますが、(1) 変更前金額 21 億 6,972 万円、変更前の工期平成 31 年 7 月 31 日までを裏面の (2) にございます変更後の契約金額 23 億 6,682 万円、変更後の工期平成 32 年 2 月 28 日までとし、金額では 1 億 9,710 万円の増額、工期を 7 カ月延伸するものでございます。

議案 45 号の説明は以上です。

続きまして議案 46 号「葛飾区立小松中学校電気設備工事請負契約の変更に関する意見聴取について」ご説明いたします。

別添の契約変更案について異議のない旨を区長に回答したいと考えております。

1 枚おめくりいただき別添の契約変更案をごらんください。中ほど 1 の本件工事件名は「葛飾区立小松中学校電気設備工事」でございます。ただいま説明させていただきました建築工事の工期を延伸することから、本工事も同様に工期を延伸し、それに伴う契約変更を行うものでございます。

2 の契約の相手はテクノ・国弘建設共同企業体で、3 の変更内容でございますが、(1) の変更前の契約金額 2 億 3,760 万円、変更前の工期平成 31 年 7 月 31 日までを (2) の変更後の契約金額 2 億 4,195 万 2,400 円、変更後の工期平成 32 年 2 月 28 日までとし、金額では 435 万 2,400 円の増額、工期を 7 カ月延伸するものでございます。

議案第 46 号の説明は以上です。

引き続きまして議案第 47 号「葛飾区立小松中学校給排水衛生設備工事請負契約の変更に関する意見聴取について」ご説明いたします。

別添の契約変更案について異議のない旨を区長に回答したいと考えております。

1 枚おめくりいただきまして別添契約変更案をごらんください。中ほど 1 の本件工事件名は「葛飾区立小松中学校給排水衛生設備工事」でございます。建築工事の工期を延伸することから本工事も同様に工期を延伸し、それに伴う契約変更を行うものでございます。

2の契約の相手は東和・水元建設共同企業体で、3の変更内容でございますが、(1)の変更前の契約金額2億368万8,000円、変更前の工期平成31年7月31日までを(2)の変更後の契約金額2億699万2,800円、変更後の工期平成32年2月28日までとし、金額では330万4,800円の増額、工期を7カ月延伸するものでございます。

議案第47号の説明は以上でございます。

続きまして議案第48号「葛飾区立小松中学校空調設備工事請負契約の変更に関する意見聴取について」ご説明をいたします。

別添の契約変更案について異議のない旨を区長に回答したいと考えております。

1枚おめくりいただきまして、別添契約変更案をごらんください。中ほど1の本件工事件名は「葛飾区立小松中学校空調設備工事」でございます。建築工事の工期を延伸することから本工事も同様に工期を延伸し、それに伴う契約変更を行うものでございます。

2の契約の相手は近代・城東建設共同企業体で、3の変更内容でございますが、(1)の変更前の契約金額3億9,052万8,000円、変更前の工期平成31年7月31日までを裏面の(2)変更後の契約金額3億9,642万4,800円、変更後の工期平成32年2月28日までとし、金額では589万6,800円の増額、工期を7カ月延伸するものでございます。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

**○教育長** それでは、まず議案第45号「葛飾区立小松中学校建設工事請負契約の変更に関する意見聴取について」何かご質問等ございますでしょうか。

塚本委員。

**○塚本委員** ご説明をありがとうございました。7カ月の延伸に係る部分ですけれども、基本設計から始まった建築計画に関しては何ら齟齬を来すものではないのですが、7カ月の延伸に関してハードとソフトの面で伺いたいのですが、ソフトの面のマンパワーに対するものが大きな影響があるという理解でよろしいのかどうか、伺いたいと思います。

**○教育長** 学校施設整備担当課長。

**○学校施設整備担当課長** 7カ月の工期延伸の内訳でございますが、まず廃棄物が3,000立米出てきたことによって、現在、議決を経ないとその廃棄物の処分ができないということで、今度の区議会の議決が12月17日を予定していますので、そこで議決を経てからその廃棄物の処分が開始できるという状況になります。そして現在、出てきた廃棄物というのが建築工事の現場に、有害物質は出ていないのですが、ブルーシートをかけた状態でございまして、搬出するまでその部分の基礎の積み上げができないというような状況の中、7カ月工事を延伸せざるを得ないというような状況でございます。もちろん7カ月について可能な限り早く竣工できるように工夫をしているところではございますが、どうしても現在、その廃棄物が積み上がっているという状況の中これだけの工期延伸が必要だということでご理解をいただきたいと考えて

いるところでございます。

○塚本委員 1点だけ。今の時代の趨勢として、様々なシートで撤去した廃棄物の地域の周りの住民の方への説明方、非常に過敏になっている部分があるかと思いますので、そうした物質云々という、一切公害的なものはないのだということはある程度声をこちらから出すことはないのでしょうか、ご配慮だけはぜひお願いしたい。お答えは結構です。

○教育長 齋藤委員。

○齋藤委員 ここは2億ぐらいふえているのですけれども、要するにゴミの搬出とかそういうので2億ですよ。ほかのところは何百万円ぐらいなんですけど、それはやっぱり人件費とか何かそういう金額がふえた、概略でいいのですけれども、どういうのが主にふえたか教えていただきたいと思います。

○教育長 学校施設整備担当課長。

○学校施設整備担当課長 金額につきましては4工事合計で2億1,000万円ほど出ているところでございます。そのうちの1億9,000万円ほどが廃棄物の搬出経費でございます。そして2,000万円ほどが、工期が伸びることによる管理事務所ですとか現場事務所に要する仮設建物費ですとか、それからあと工事用の電気・水道料金などの動力用の光熱水費などについて2,000万円ほど増額になるという状況でございます。

○教育長 そのほかいかがでしょうか。

よろしいですか。

それではお諮りいたします。議案第45号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 それでは異議なしと認め、議案第45号については原案のとおり可決といたします。

引き続きまして議案第46号についてお諮りいたします。ご質問等ございますか。よろしいですか。

それではお諮りいたします。議案第46号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 異議なしと認め、議案第46号は原案のとおり可決といたします。

引き続きまして議案第47号についてお諮りいたします。原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 それでは異議なしと認め、議案第47号は原案のとおり可決といたします。

引き続きまして議案第48号についてお諮りいたします。議案第48号について何かご質問等

ございますか。

よろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 それでは議案第 48 号は原案のとおり可決といたします。

引き続きまして議案第 49 号「葛飾区登録有形民俗文化財の登録について」をお願いします。  
生涯学習課長。

○生涯学習課長 それでは議案第 49 号「葛飾区登録有形民俗文化財の登録について」ご説明いたします。

まず提案理由でございます。葛飾区文化財保護条例第 4 条の規定に定める葛飾区登録有形民俗文化財の登録をする必要がございますので、本案を提出するものでございます。

今回登録する文化財でございますけれども、恐れ入ります 4 枚めくっていただきますと右肩に四角囲みで資料 1 というものがございます。

まず名称でございます。板絵着色産育祈願小絵馬一括 附 奉納者名簿 1 冊でございます。所在地及び所有者は資料に記載のとおりでございます。なお、詳細につきましては次ページ資料 2 のとおりでございますので、ごらんおきください。

続きまして、これまでの経緯でございます。まず登録に当たりましては、3 枚目の資料にございますように、本年 6 月に本委員会から葛飾区文化財保護審議会に登録の可否について諮問したところでございます。その諮問を受け同審議会にて調査・審議したところ、2 枚目にございますように 9 月中に登録することが妥当であるという答申をいただきました。その後、本件は文化財の所有者があり、文化財登録について 10 月に同意が得られました。その結果、本日別添の葛飾区文化財保護審議会答申のとおり葛飾区登録有形民俗文化財の登録をすることをご審議いただくものでございます。

私からの説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○教育長 それでは、何かただいまの説明についてご質問等ございますでしょうか。

よろしいですか。

それではお諮りいたします。議案第 49 号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 それでは異議なしと認め、議案第 49 号は原案のとおり可決といたします。

以上で議案については終わりいたします。

引き続きまして報告事項等に入ります。報告事項等 1 『葛飾区後期実施計画』(素案)及び『葛飾区区民サービス向上改革プログラム』(素案)についてお願いいたします。

教育総務課長。

○教育総務課長 それでは「『葛飾区後期実施計画』（素案）及び『葛飾区区民サービス向上改革プログラム』（素案）」についてご説明させていただきます。

まず1の「葛飾区後期実施計画」（素案）についてでございますが、（1）計画の目的でございます。中期実施計画の進捗状況等を踏まえまして、社会経済状況や人口構造の変化、新たな行政課題等に対応するため、今後の4年間に取り組む具体的な事業内容を年次計画として明らかにするものでございます。

次に、2番「葛飾区区民サービス向上改革プログラム」（素案）についてでございますが、こちらの計画の目的につきましては、現区民サービス向上改革プログラムの進捗状況、それからまた、先ほど申し上げたとおり本区の行政課題、行政の健全な基盤づくり、状況の変化等を踏まえながら、区民サービスを最大限向上させていくという地方自治の責務を果たしていくために今後の4年間に取り組む具体的な取り組み内容を年次計画として明らかにするものでございます。

両計画とも計画の期間は、平成31年度、2019年度から平成34年度、2022年度までの4カ年となっております。各計画の内容につきましてはそれぞれ別紙1、別紙2に添付してございます。計画の全体は、ごらんとおり大変分量が多くなってございますので、教育委員会に係る部分、主なものをご説明させていただきたいと思っております。まず後期実施計画、別紙1のほうです。こちらの4ページをごらんいただければと思います。

こちらは後期実施計画における重要プロジェクトの取り組みでございます。区におきましては葛飾区基本計画の理念でございます「夢と誇りあるふるさと葛飾」を実現するために、基本計画に定めました11の重要プロジェクトを着実に推進していくというものでございますけれども、この後期実施計画におきましては、11の重要プロジェクトを初め特に重点的かつ戦略的に取り組む事業やテーマを以下のとおり重要プロジェクトとして位置づけてございます。

本日は、こちらの中期実施計画から後期になって新たに加えられました項目のうち教育委員会に係る部分を簡単にご説明させていただきたいと思っております。

まず、次の5ページの4「葛飾区版ネウボラの推進」でございます。こちらは、妊娠期から子どもが成人するまでの期間を通して、妊娠・出産・子育てを切れ目なく支援する仕組み、これを葛飾区版ネウボラとして推進するものでございます。こちらの項目の下から2段落目、「今後は、こうした妊娠期から就学前までの取り組みをさらに充実させ、子どもが就学し、成人するまでの期間も含めて切れ目ない支援ができるよう、妊娠・出産、子育て、教育に係る各分野の関係機関の連携を一層深め、支援体制を強化します。」というものでございます。

こちらについては以上でございます。

次に7ページ、8番「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を見据えた取り組み」でございます。こちらは、オリンピック・パラリンピックの開催に当たりまして、下から1段



落目「今後は」のところをごらんいただきますと、聖火リレーやボランティア活動、競技観戦などオリンピック・パラリンピックに直結する事業を通して、東京 2020 大会を実感できる機会を創出するほか、スポーツ参加人口の拡大、それから区民皆スポーツが実現できるよう、スポーツに取り組む機会や環境の充実を図ります。また、スポーツのみならず本区の歴史それから文化、郷土の特性を活かした情報発信を行っていくものでございます。

後期実施計画で新たに加えられました重点プロジェクトのうち教育関連部分は以上とさせていただきます。学力の向上ですとかスポーツによる元気なまちづくり等は中期に引き続きこちらのほうに盛り込まれているところでございます。

さらに計画事業のほうを簡単にご説明させていただきますと、246 ページをごらんいただければと思います。政策 19「学校教育」というところでございます。こちらをごらんいただきますと学校教育に係る体系が書かれてございます。網掛けの部分が計画事業でございまして、この計画事業は、施策の目的を達成するために区が実施主体となりまして政策的かつ計画的に取り組むべき事業となっております。後期実施計画では、04 の下のところ「学習センターの整備」というのを新たに加えたところでございます。

それぞれの事業の詳細につきましては、大変分量が多くなっていますので説明は割愛させていただきますけれども、教育関連の項目としては、政策単位でまずこの 19 の学校教育、それから 264 ページ 20 番では「地域教育」、さらに 270 ページ 21 番では「区民学習」、さらに 278 ページ 22 番では「スポーツ」ということで、それぞれ学校教育、生涯学習等を含めて網羅されているところでございます。

続きまして別紙 2 のほうをごらんいただければと思います。葛飾区区民サービス向上改革プログラムの素案でございます。こちらについては 16 ページのほうをごらんいただければと思います。取組項目でいいますと 22 番「学校業務等の効果的・効率的な運営の推進」ということで、こちらは中期実施計画からの継続した取り組みとなっております。用務業務、それから給食調理業務、それから施設開放業務につきまして効果的・効率的な執行体制を推進するというもので、こちらは中期実施計画から引き続き行っていくというものでございます。

次のページの 23「図書館の効果的・効率的な運営」、こちらにつきましても前期の区民サービス向上改革プログラムからの引き続きとなっております。こちらに書かれている取り組みを継続して行っていくというものでございます。

恐れ入りますが資料の 1 枚目にお戻りいただきまして、裏面でございます。計画策定に係る今後のスケジュールということで、来月 12 月に素案に関するパブリックコメント手続を実施いたしまして、年明け 2 月には案を取りまとめ、3 月には計画策定としたいと考えているところでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○教育長 ただいまの説明につきまして何かご質問等ございますでしょうか。

いかがでしょうか。中のほうでも教育のところは246から、その先に細かいことがありますけれども。

天宮委員。

○天宮委員 葛飾区後期実施計画の中で目次を見ましても、学校教育から地域教育、区民学習等々、かなり教育に関することが書かれていますので、区民にとっても何かと力を入れているというのが伝わりやすくいいのではないかなと思っております。

○教育長 ありがとうございます。

そのほかいかがでしょうか。

齋藤委員。

○齋藤委員 学習センターの整備というのはこれまでいろいろと教育委員会の中で議論してきていますので、新たに取り組んでいただけるというのは本当にありがたいと思います。

それから、私はとにかくボール遊びができる環境、投げる力を高める取り組みとしてスポーツの計画の中では一言、一行ぐらい新たに入れていただいていますので、この全体の4年間の計画ですので、その中で一步でも二歩でも前進していただきたいというのを希望しておきたいと思います。

それから別紙2の16ページの「学校業務等の効果的・効率的な運営の推進」のところで、給食調理業務の中で、現場でいろいろなメニューをつくる時に設備が対応できていないのではないかという声も聞きましたので、それについても「充実した豊かな学校給食を実現するための効率的な執行体制の構築を推進します」ということですので、その中で検討していただきたいと思います。

以上です。

○教育長 よろしいですか。

そのほか。

塚本委員。

○塚本委員 今ご説明いただきました後期実施計画の中の柱、重点課題の中で、先ほど説明いただきました3ページの中で、第一目標で、子どもが元気に育ち豊かな人間力を育む環境づくりに向けて、その中で次のページでしょうか、5ページにありました子育て環境の充実、あえて私は勉強不足なので伺いたいのが1点と、それに対して葛飾区版ネウボラの推進の中でまさに私ども教育委員会が進めておられます切れ目のない支援というのを見ますと幼・小・中・高連携という部分もその背景から実現されますので、それは非常に大事なことであろうと思います。

1点だけ、そのネウボラというその語源を、内容的にはすごくわかるのですが、改めて教え

ていただければと思います。

○教育長 ネウボラとは何かということ。教育総務課長。

○教育総務課長 まず言葉でございますけれども、北欧フィンランドのほうの言葉で、ネウボのほうで、助言、アドバイスといった意味で、ラが場、いわゆる相談の場、実施する場ということで、それを組み合わせたところで助言の場、相談の場という概念になってございます。当国では、妊娠・出産期からその後の就学期前まで1人の専門家が一つの家庭に対して継続的に助言ですとか相談をやっていくというような形が発端となっていると認識してございます。翻りまして区版のネウボラは、こちらにも書かれていますように、子育て施策全体で区のほうで進めていくのだという意味で、少し、もともとの意味合いからはさらに拡大した部分での取り組みと認識しているところでございます。

○教育長 よろしいですか。

塚本委員。

○塚本委員 葛飾版ネウボラに携わる方の育成というか、人材確保、それもあわせていかないといけないのかなと思いますが、今現在でのマンパワーで対応できるのか、中期実施計画の中で並行しながら養成していかなければいけないかなという感想を持ったのですが、いかがでしょうか。

○教育長 教育総務課長。

○教育総務課長 ただいま申し上げたような意味でいいますと、葛飾区版のネウボラは、既存の事業プラスさらに切れ目等があればそれを補完していきながら全体で綻びのない子育て施策に取り組んでいくことなのだろうと考えています。当然その中で新たな課題等が生じればそれに対応するマンパワーというのが必要になってくるとは思われますが、現時点でどこの部分ということでの具体的な施策、今出ているものもありますけれども、これからという部分も出てくると思います。

○塚本委員 ありがとうございます。

○教育長 そのほかいかがでしょうか。

よろしいですか。

それでは報告事項等1について終わります。

続きまして報告事項等2「葛飾区教育振興基本計画（案）について」をお願いします。

教育総務課長。

○教育総務課長 それでは「葛飾区教育振興基本計画（案）について」ご説明させていただきます。

本計画につきましては、これまで策定検討委員会のほうを立ち上げて検討を行ってきたところでございます。本年9月には素案を取りまとめさせていただきます。本教育委員会及び区

議会、文教委員会への報告を経まして、区民の意見提出手続のほうを実施したところでございます。

それぞれでいただきました意見等を必要に応じて素案に反映するとともに、その他所要の修正を行ったものが、先般、策定検討委員会のほうからこれまでの検討結果の報告として報告されましたので、その内容を計画案として今般報告するものでございます。なお、本計画の概要につきましては、第9回の本教育委員会定例会におきまして素案の内容でご説明させていただいているところかと思っておりますので、本日はそのパブリックコメントの実施結果を中心にご説明をさせていただければと思います。

それでは別紙1のほうをごらんいただければと思います。こちらは意見募集実施手続、パブリックコメントの結果についてでございます。

まず実施期間は、こちらにありますように9月25日から10月24日まででございます。

実施場所につきまして教育総務課を初め記載のとおりとなっております。

意見の総数でございますが26件ということで、意見提出者は7人。内訳が以下のとおりということで、人数と件数の内訳がずれておりますけれども、お一方が2件出している部分もありますので、そのずれということでご理解いただければと思います。

4番、提出されたご意見の取り扱いですが、計画に取り入れるものについては4件、計画に盛り込まれているとしたものについては11件、計画には取り入れませんけれども今後の参考とさせていただくものとして11件となっております。

意見の概要、それからまた教育委員会の考え方は次のページからになってございます。1枚おめくりいただきますと、意見の内容を計画の章ごとに振り分けてございます。意見の取り扱いは先ほど申し上げましたけれども、この中では◎が計画に取り入れたものということで、計画の記述の変更を伴うものとなっております。それから○が既に計画素案のほうに意見は盛り込まれていると我々のほうで判断させていただいたもの、それから△が計画のほうには取り入れないことにしますけれども、今後の参考にするとしたものでございます。従って○と△のほうは記述の変更を伴ってございません。

26件、ちょっと多くなっておりますので、幾つか選定してご説明をさせていただきます。まず1ページ目のNo.1でございます。こちらは第3章の部分になりますけれども、ご意見の内容としては教育大綱の内容を修正してほしいというものでございましたが、こちらは、教育大綱は既に定まっているものでございますので、今回は修正はできないけれどもご意見としては参考とさせていただくということでの取り扱いになってございます。

次に、一番左の修正項目のNo.2から9までにつきましてですけれども、2につきましては、LGBTQに配慮した教育現場を推進してほしいというものでございまして、その中でも男女関係のない制服の導入というのを要望するご意見でございました。こちらにつきましては、現

在制服の統一をしておりますけれども、人権教育の一環として今後も各学校で児童・生徒の心情に寄り添い配慮していくとして、取り扱いを△としたものでございます。その他、No.4それから2ページにありますNo.8におきましても、性的マイノリティに対する正しい理解と対応ですとか、性にかかわらない個性の尊重を望むご意見をいただいております、いずれも人権教育の実施ということで計画素案には既に盛り込まれているということで、取り扱いを○としてございます。

次に3ページをごらんいただきたいと思います。No.10でございますけれども、こちらは基本方針に係るご意見でございます、喫煙防止教室を小学生だけでなく大人も実施してほしいというものでございましたが、こちらの大人の部分は健康部のほうで所管をしまして、そちらのほうに伝えるということで△としてございます。

それからNo.11から15、こちらは計画の4章の基本方針3に係るご意見でございます。No.11では公設のフリースクールの設置ということでのご意見、それは△とさせていただいております。

それから4ページのNo.14、こちらですけれども、高等教育への進学等に関する区独自の奨学金の制度があるとよいということでございます。現在も高校進学の際の奨学金制度、私どものほうでも貸付を設けております。それから私立大学等への入学の融資斡旋をやっているところでございまして、我々としては連続する学びの場の実現ということで、そのサポート体制ということで捉えてございましたが、確かに記述としてこの部分がなかったということですので、その旨記述の追記をしております。こちらにつきましては取り入れたということで◎にさせていただいております。

さらに5ページ、16から21でございます。これは基本方針4に関するご意見でございます、No.16については、図書館サービスの読書推進の機会の提供のところに「わらべうた」を入れてほしいというご意見でございました。こちら「わらべうた」につきましては既におはなし会やなんかの中に取り入れられているものでございますが、こちらについても素案での記述がなかったということで、今般記述を加えたというものでございます。

それから6ページのNo.20でございます。文化・芸術活動の推進を取り組み内容に加えてほしいというところでございまして、こちらについては、乳幼児期も含めて文化・芸術活動に触れることが大切ということで、主な事業等に文化・芸術活動の推進というのを加えたものでございます。ということで◎としてございます。21についてもその関連ということで◎となっております。

7ページ以降、22から28、なかなか分類することが難しい部分でございますが、いずれも参考意見として扱いは△とさせていただいたところでございます。

パブリックコメントについては以上でございます。

それから別紙2の主な変更箇所、こちらでも簡単にご説明させていただきます。

ただいまのパブリックコメントで取り入れた部分も含めまして、以前本委員会でお示した素案からの変更箇所とその変更を反映した計画の案となっております。主な変更箇所一覧中、網かけ部分の変更点となっております。例えば一番最初のところにつきましては、計画の中で教育プランの検証と評価のところでございますが、「基礎学力の確実な定着」、こちらは最新の実績が出たということで、その数値を反映させたものになっておりまして、こちらについてはNo.2、4、5、8ということで、いずれも直近の実績を加えてございます。

それから2ページをごらんいただきますと、No.6のところ、こちらはやはり検証と評価の部分で、区議会のほうからご指摘を受けまして、スクールソーシャルワーカーについての課題、保護者の認知度を高めることが課題としていたところなのですが、意識調査の結果からその部分は保護者の認知度だけが課題とは言い切れないのではないかとご指摘ございまして、これを受けまして記載の内容に変更させていただいたところでございます。

ほかにもNo.10の後段、小中一貫教育校に関する部分、No.11のリード文、No.17の意識調査結果グラフの記載についても区議会からのご指摘を反映させたところでございます。

それから3ページのNo.9、こちらは健康教育の推進に係る主な事業ということで、現在健康部のほうで「かつしか健康実現プラン」というのを策定してございまして、こちらとの連携を考慮いたしまして、がん教育ということで主な事業等の中に加えさせていただいたところでございます。

そのほか事務局によります文章・文言の精査等を行ったところでございまして、主な変更点については以上でございます。

恐れ入ります、資料の1枚目にお戻りいただきまして、ただいまご説明した変更箇所を反映した計画案を別紙3、それからその概要を別紙4として添付させていただいてございます。

最後5の部分でございます。今後の予定といたしまして、12月の区議会、文教委員会にこの案を報告するとともに、それぞれのご意見を踏まえた上で、年明け1月には教育委員会に議案として上程いたしまして、ご決定を賜りたいと考えてございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

**○教育長** それでは、ただいまの報告事項等2について何かご質問等ありましたらお願いします。

齋藤委員。

**○齋藤委員** パブリックコメントの最後の26にあったのですが、子どもたちは、一人一人いろんな力を持っている。学力だけではなく、運動、音楽、図工等いろいろなことで力を出し、楽しめる学校であってほしい。それは、障害がある子、貧困の家庭の子、どんな子どもたちも同様である。そのためには、先生たちが子どもと向き合い、豊かな教育ができるよう、

教員の人数や事務的な仕事、部活等の見直しも必要だと思う」と。後段は別にしてもこうした対応があってほしいということだと思うのですね。実はきのう特別支援学級の連合展覧会を見に行ってきたのですけれども、すばらしい作品がたくさんあって、鳥肌が立つようなすごい感動的なものがたくさんありましてね。ほかの連合展覧会とかに行くと習字とか何かで優秀賞とか優良とかいっぱい張ってあって、頑張った人を顕彰してあげるようになっているのですが、きのう行ったところでは何も張ってなくて、ただ飾ってあるだけだと。それで作品には触れちゃいけないとか。オルゴールがあったので、ここだけは触っていいとか書いてありましたが、そうした障害がある子も頑張っていこうという気持ちになるように、優良だとか何とかと顕彰してあげることも考えてはどうなのかなと思って帰ってきたのですが、その後考えてみたら、障害者の子って1人飛び出るとまたほかの子が足を引っ張ったりいろいろなことが起こることもあるので、いろいろなことを考えてそういった表彰みたいなことをしていないのか、それともそういったことを特に検討はしてなくてそうなっているのか。私は何らかの形で顕彰はしてあげたいと思うのですけれども、その辺のところの現状と考え方みたいなのところがありましたらお答えいただければと思います。

○教育長 学校教育担当部長。

○学校教育担当部長 今、表彰の話を伺いましたけれども、確かに私どもでその表彰についてはまだ検討していないというのが現状だと思います。今ご意見をいただきまして、今後のあり方について検討させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○齋藤委員 やったほうがいい場合とやったほうがいけない面もあると思いますので、その辺も慎重にご検討をお願いしたいなと思います。

○教育長 通常のほうでも連合展は順位とか賞はつけていないのです。それから、あした、あさってある連合音楽会も順位はつけていないのです。要するに学校の代表としまして。我々考えているのも、あそこに出てくること自体がすごいことなのですよ、展覧会にね。だからそういう子に何らかの形で、展覧会出品おめでとうとかね、その辺は必要あるかなと思っていますけれどもね。

○齋藤委員 一度検討した上で、結論いただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

それからもう1点、先ほどスクールカウンセラーの話が出ていたのですけれども、この間耳にしたのは双葉中の夜間で、昼間のほうには来ているのでたまたま早く来た子が夕方の接点のところでもスクールカウンセラーが活躍してくれてよかったのだけれども、夜にはついてないみたいな感じなのですね。ですから夜間のほうにもスクールカウンセラーについてどうするのかということも検討したほうがいいのではないか思っているのですが、いかがでしょうか。

○教育長 学校教育担当部長。

○学校教育担当部長 今、齋藤委員がおっしゃったように夜間にはついていない現状がござい

ます。今後については夜間についても専属のスクールカウンセラーをつける方向で今検討しているところでございます。

○教育長 そのほかいかがでしょうか。

塚本委員。

○塚本委員 先ほどのご提案の趣旨は十分理解できましたし、とにかく伺いたいのは、パブコメをされたときに意見提出が26件と多いようなニュアンスで伺ったのですが、毎年のことではないのですが、対前回実施した分と大きな乖離があるのかどうか。時代の趨勢があらうと思いますので、即答でなくても結構です。

○教育長 教育総務課長。

○教育総務課長 多いと思ったのですけれども、比較で言いますと、前回の計画のときは50件ほどということでしたので、その比較ですと減っているということです。

○教育長 塚本委員。

○塚本委員 ありがとうございます。私の記憶が明確じゃないのでお聞きしたのですが、先ほどご説明いただいた部分で、特に項目別でいきますと例えば1ページ目2番のLGBTQに関するもの、これがいじめの出発点になっているのですね、小学校のいじめの面からすると。他人と違うという部分で、人権を大事にするという部分では△になっていますけれども、総論的には既に人権にかかわるものは教育の基本に入っていますからいいのですけれども、やはり注視していかなければいけないのかな。いわゆるマイノリティの扱い、4番にしましてもそうでした。

それと、先ほど齋藤委員がおっしゃった部分で、おっしゃるように確かに障害を持ったお子さんたちへの対応は非常に難しい部分がございますけれども、ある程度やった努力というものを評価するというのは非常にモチベーションとしては大事かなということは私自身も経験しましたので、大事にしていきたいと思います。

もう1点、これは感想になってしまいますけれども、No.20でしょうか、乳幼児期から文化・芸術に触れるというのは◎で採択していただいたのですが、その中にやはり食育の問題等々がございますので、それは教育委員会の所管事項としても大事なことで、心の醸成という部分では外せないもので、◎の扱いは非常にありがたいと思います。

以上です。感想だけでございます。

○教育長 そのほかいかがでしょうか。

大里委員。

○大里委員 前に素案の段階で気になっていた文言のところを直していただきました。ありがとうございます。

○教育長 そのほか。



齋藤委員。

○齋藤委員 あとは、教育研究指定校の中で飯塚幼稚園とか幼稚園も入ってやっているわけなのですが、学力伸び伸びプランには幼稚園が対象になっていないというのを感じていまして、この中で伸び伸びプランは学校となっているので、そういう対象がそうなっているのかもしれないのですけれども、幼小連携と、この間の基礎的な次の小学校に向けての学力向上ということとでつなげていこうということであれば、何らかの形でその枠組の中に入れることも考えていただけないのかなと感じたので、その辺はどうかなと思っているのですが。

○教育長 指導室長。

○指導室長 学力伸び伸びプランにつきましては、やや狭い学力ですね。体力というのも学力の一つであるのですけれども、体力が入らない学力ということで、小中で行っております。幼稚園の場合はその狭い意味での学力というよりは、遊びの中でいろいろな体験をするという意味において、学力伸び伸びプランには入れてありませんけれども、ちょっと検討させていただきたいと思いますのでよろしくお願いします。

○教育長 よろしいですか。

齋藤委員。

○齋藤委員 伸び伸びプランを最初に提案したときは少し広い意味でやってもらいたいという状況で、議会的にはそういう要望でつくったものなのですけれども、運営上その狭い形で進んでいるのかもしれないけれども、それも含めてどう考えたらいいのか、その検討を、先ほど検討ということでしたので、よろしくお願いしますと思います。

○教育長 そのほかいかがでしょうか。

よろしいですか。

それでは報告事項等2については終わります。

引き続きまして報告事項等3「(仮称)葛飾区学校施設長寿命化計画(素案)について」お願いします。

学校施設課長。

○学校施設課長 それでは「(仮称)葛飾区学校施設長寿命化計画(素案)について」ご説明をさせていただきます。

まず1といたしまして計画の位置づけでございます。こちらのほうは葛飾区の公共施設等の経営方針に基づく学校施設の個別の施設計画として位置づけられるものでございます。葛飾区教育大綱、葛飾区教育振興基本計画等を踏まえて策定するというところでございます。

期間につきましては平成31年度からの10年間ということでございます。

検討経過につきましては、第1回公共施設等経営推進幹事会から始まってございますけれども、第1回の推進本部がないのはこちらのほうに諮らなかったということですので、1、1、

2、2、3、3となっていないのはそういう事情でございます。

4といたしまして（仮称）葛飾区学校施設長寿命化計画の素案と概要版につきましては後ほどご説明させていただこうと思っております。

5でございます。パブリックコメントということでございまして、今般、12月12日以降1月10日までごらんのような場所でパブリックコメントをしていきたいと考えているところでございます。

それでは1枚おめくりいただきたいと思っております。長寿命化計画（素案）は非常にページ数が多くございますので、きょうのところはこちらのほうで概要版というものをご用意させていただきましたので、こちらでご説明をさせていただこうと思っております。よろしく願いいたします。

まず最初のページでございます。学校施設長寿命化計画策定の背景・目的というところでございます。本文だと1ページになってございます。学校施設は小学校の約4割、中学校の約3割の校舎等が建築から50年以上を経過するなど全体的に施設の老朽化が進んでいるということです。本計画は施設の長寿命化などのコストの縮減、平準化を図りつつ適正に施設の維持管理を行うことを目的としていますということを述べてございます。

続きまして学校施設の目指すべき姿ということでございます。これは本文の3ページになります。これからの学校施設としてどのような機能・性能が必要なのかを考えまして、（1）安全・安心かつ快適な施設環境、（2）時代のニーズに応えた教育環境、（3）地域の学習・防災拠点としての学校、この3点からこの計画の目標設定を述べているところでございます。

次のページをお開きいただきたいと思っております。2ページになります。こちらのほうが児童・生徒数、学級数の推移及び将来推計と、次の3ページにございます建物の状況ということで、学校施設の基礎的、基本的な情報を調べまして、データブックとして学校のハード的な性能や工事の改修履歴あるいは直近の工事予定を組むことによりまして現状と課題が見えてくるようなまとめというものを本編のところでやっているところでございます。

続いて1ページめくっていただきまして4ページをお願いしたいと思います。学校施設関連経費の推移ということで、平成19年から28年の過去10年間の学校施設関連経費の決算額の推移を図表化したものでございます。下のほうにございますように、この10年間の実績額は261億円でございまして、年平均が26.1億円ということになってございます。

次のページの5ページ目をお願いいたします。こちらのほうは長寿命化改修によってどのようなことを行っていくのかというものを記載しているものでございます。学校施設に関する工事項目という形で、本文の48ページに当たるものでございます。まず緊急性の高い保全工事計画というものがございまして、こちらで屋上防水や外壁、屋根仕上げ等を行っていきます。続いて改良保全としてユニバーサルデザインや省エネルギーの工事などを行っていくということで、次のかたまりといたしまして教育環境の向上や維持のための工事として、学習センターな

どへの改修、校庭の人口芝生化・天然芝生化、校庭舗装やプール塗装など機能の向上を図っていく長寿命化改修を実施していこうと考えてございます。個別の学校ごとにつきましては施設によって構造的な建築制限や制約がございますので、全てやるというよりはできる範囲のものをやっっていこうと考えているところでございます。

続いて1ページめくっていただきまして6ページをお願いいたします。6ページのほうはコスト試算ということで、本文は51から52ページのほうになっているところでございます。今後20年間の数字を単純に積み上げてみたということになります。学校施設を維持・更新していくために今後20年間どれだけコストがかかるかということを経験的に試算したものでございます。ここには、案1として長寿命化を中心としたもの、案2といたしましては改築を中心としたものを図にして載せています。スピードのイメージを見てもらうための表という形で参考として見ていただければと思っているところでございます。

続きまして7ページをお願いいたします。こちらは今後10年間の短期計画(案)ということで、本文の53ページになっているものでございます。現在改築を進めている6校と、今般、次期改築校として選定した7校、合計13校の分を積み上げているような形になってございます。まず学校施設の維持の根幹に当たります保全工事計画というものを平均値という形で載せさせていただき、そこに一定の長寿命化改修というものをそれぞれの年度で加算するという形の表になってございます。ごらんいただいておりますように、2024年、こちらのほうのピーク時には99.1億円という形で約100億円弱の膨大な経費がかかることがわかります。このようなボリュームを見ていかなければいけないということがごらんいただけるかと思っております。

済みません、1ページめくっていただきまして8ページをお願いします。最後のページになります。計画の継続的運用方針ということで、本文の54ページになるところでございます。施設整備のPDCAサイクルを確立するためのツールといたしまして、本計画の中で整備した「建物情報一覧表」というものを活用していった劣化状況を更新していくとともに、改修・修繕履歴は最新の状態にしていった学校施設のマネジメントに活用していくというようなことを述べているところでございます。

内容といたしましては、主になりますが、この長寿命化計画の策定につきまして教育委員会の目的といたしましては、まず文部科学省の学校施設整備補助金の確保に当たるということを考えてございましたので、文部科学省のほうで出している長寿命化計画の手引や解説書に沿ったような形で全体の章立てというものをしてきたものでございます。なお、こちらのほうのつくりとしてはそういう形にさせていただき、大きな柱である施設の改修・補修計画につきましては施設のほうで保全工事計画という区全体の計画のほうがもう既に出ておきまして、そちらはいわゆる横串を通した形での5カ年の実施計画をただいまもやっている最中でございます。先ほどの表にありますように、学校施設というものもその計画の中心にあることから長

寿命化計画としてそこに追加・付加していくような形で効果的・効率的にやっていくという形で今後一体的な運用を図っていこうと考えているところでございます。

説明につきましては以上で終わりたいと思います。

○教育長 ただいまの説明について何かご質問等ございますでしょうか。

齋藤委員。

○齋藤委員 この計画が人口などいろいろなものを検討しながらできたということは本当によかったと思っています。その上で何点かお聞きしたいと思います。まず1点目の地域の学習・防災拠点としての学校ということが大きな柱の一つになっているのですけれども、ここで幾つか質問したいと思っているのです。地域に開かれた場所というのが、体育館とか図書館とかそういう幾つか機能があるところだと思うのですが、地域開放する場合に校長先生の管理責任のエリアというのがあると思うのです。地域開放のときにその辺のところの兼ね合いをどうするかということが大事になってくると思いますが、地域開放ができるところはできるだけ道路沿いにかためていただいて、そして開放したときは管理をしやすいようなハード面の整備という考え方というのがあっていいのではないかなというのがあります。

それからもう1点は、今、体育館のエアコン化が言われていますけれども、葛飾区はそういう方向性でやろうともともなっていますが、急激に進む可能性がありますので、検討していただいていると思いますが、その辺のところの取り組みをしっかりとやっていただきたいというのが一つです。

それからもう一つは、避難場所になったときに、いろいろな災害があったときに食べるものをつくるのに大変苦労しているということで、せっかく学校は給食室があるので、できる限りということなのですが、建替のときには道路からの搬入とかいろいろ考えなきゃいけないことがあると思いますが、体育館となるべく近いほうがそういうときに機能を発揮できるのではないかなというのを考えています。

それから、葛飾区は低地なので、金町のほうは50センチとか新小岩は5メートルとか電信柱に張ってありますけれども、水については時間がある程度経ってから浸水してきますので避難できるという話もありますが、できるだけ避難をする時間を稼ぐためにも、その辺、地域によって浸水対策は違ってくると思いますが、建替のときにその地域の状況を考えながらどのようにして浸水を遅らせることができるかということも、区内一律ではなくて地域ごとにそういう視点を持って考えるべきじゃないかと思っております。

以上です。

○教育長 よろしいですか。何かありますか。

学校施設整備担当課長。

○学校施設整備担当課長 まず今お話をいただいた地域開放の件でございますが、委員おし

やるとおり、地元と話をしている中で地域開放の動線と生徒等の動線、ここら辺をきちんと慎重に検討しながら、今後改築していくに当たっては地域開放室の位置を含めて、道路に近いというご意見がありましたけれども、しっかりと改築に当たって地域開放室の位置をどこにするかを含めた検討はしていきたいと思っています。

それからあわせて体育館ですとかあるいは備蓄倉庫の件なのですが、おっしゃるとおり地域ごとに水の高さですとか変わります。そのようなこともまち場の人たちですとか地域防災課と連携しながら、体育館の階数、どこに設置するかですとか、地域の備蓄倉庫も含めた検討をしっかりと進めながら改築を進めていきたいと考えているところでございます。

○教育長 学校施設課長。

○学校施設課長 大きなお話のほうは今、改築というところで担当課長のほうからご説明があったところでございます。私のほうは通常の維持・補修の仕事をお預かりさせていただいていますが、やはり今答えた内容のようなことを維持・補修の中でもできる限りのことはやっていたかなければいけないのだろうと考えているところで、今般、学校施設の目指すべき姿という形を書かせていただいたところでございます。

続いて大きなお話として出たのが、体育館のエアコンをという形でお話をいただいたところでございます。ことしの夏、猛暑ということで大変ご要望がございまして。今般、東京都のほうでも補助の制度を新たにつくってくるというような情報が入ってきてございます。ただ、詳細の補助要項がまだ出ていなくて、12月の中旬以降に説明会があるということでございますので、そちらのほうをまず聞かせていただいて、できる限り補助を有効に活用していきながら、計画的にやっていきたいなと今考えているところでございます。

よろしくお願いたします。

○教育長 齋藤委員。

○齋藤委員 あと、各学校を回って、建替の名前が予定の中に出ている学校にも行ったのですが、校庭が狭くて学校の敷地が狭い学校もこの中に見られまして、今、葛飾区は隣接するところがあれば学校用地を取得していくという方向なのですが、ぜひその辺はしっかり取り組んでいていただきたいと思います。

○教育長 ご意見ですね。

塚本委員。

○塚本委員 関連で、齋藤委員にもご質問いただいたのですが、特に学校施設の目指すべき姿は、この3の項目で、地域の学習・防災拠点ということで、あってはならないことなのですが、大規模災害等が発災したときには、先ほどの校長の権能に影響するようないわゆる長期化した避難所生活の中での所在ですね、別途の指揮のもとで管理体制が入ってくると思うのですね。その辺の棲み分けてというか、将来の方向性としてどこまで学校長の体育館の管理者としての

権能があるのか、あるいは発災してしまったときに逆の指令系統が入って参るはずなので、その辺の棲み分けをして検討をしていただければと思います。要望です。

○教育長 よろしいですか。

日高委員。

○日高委員 長寿命化改修についてなのですが、きょうの資料の中にも今後10年間の短期計画が出ています。これを見ますと2024年には99.1億円も予算がかかってしまう。これは恐らく改修の学校、建設する学校がいっぱいふえるからだろうと思うのです。先ほどの関連すると思いますけれども、年に2校あるいは3校という学校が改修になってくる計画になっていますけれども、こういうことが大いに影響するのだろうなと思います。そういう中で望ましい改修をしていくということは大変大事でありますし、同時に、今後もう既に2024年には99.1億円もかかるわけですから、財源確保というのはどういうふうに考えていらっしゃいますか。

○教育長 学校施設整備担当課長。

○学校施設整備担当課長 今回の財源のお話でございます。ご案内かと思いますが、教育施設整備積立基金の積立金ですが、30年度末現在で487億ほど積立金がございます。そのような基金を活用したり、これは財政当局との調整になるのですが、必要に応じて起債、特別区債の発行も含めて、今おっしゃった99億円の一時的経費を、今申し上げた区債、基金の積立金の取り崩しを活用しながら平準化させて、しっかりと改築の事業を進めていきたいと考えているところでございます。

○日高委員 ありがとうございます。

○教育長 そのほかいかがでしょうか。

よろしいですか。

それでは報告事項等3を終わります。

引き続きまして報告事項等4「次期改築校の今後の進め方について」をお願いします。

学校施設整備担当課長。

○学校施設整備担当課長 「次期改築校の今後の進め方について」ご説明をさせていただきます。1の次期改築校の改築事業着手についてです。次期改築校7校の基本構想・基本計画の策定は平成31年度、来年度から着手いたしまして、後期実施計画期間中には全ての学校において実施をする予定です。実施に当たりましては、次期改築校を決めた7区域でこれまでに改築あるいは改築着手校のない水元区域の水元小学校から実施することといたしまして、その他6区域は既に改築あるいは既に改築着手している学校が改築事業に着手した順番に進めていきたいと考えているところでございます。

具体的には、平成31年度に水元小学校と道上小学校、平成32年度に二上小学校とよつぎ小学校、平成33年度に常盤中学校、柴又小学校、宝木塚小学校の基本構想・基本計画策定を考え

ているところでございます。

2の今後の予定です。改築事業への着手については速やかに学校関係者に説明に入るとともに、平成31年度から着手する2校に対しましては、学校関係者、学区域の自治町会の代表、そして保護者代表などで構成する改築懇談会の設置に向けた準備を行って参ります。

3の一般的な改築のスケジュールでございしますが、1年目が基本構想・基本計画の策定、2年目が基本設計、3年目が実施設計、4年目から建設工事に入り、6年目で校庭整備を含め改築を完了させていきたいと考えているところでございます。参考といたしまして次期改築校の平成30年5月1日現在の基本情報を表記いたしました。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○教育長 ただいまの説明について何かご質問等ございますでしょうか。

よろしいですか。

塚本委員。

○塚本委員 質問ではなくて感想だけなのですが、今の長期実施プラン、実施計画のスケジュール、1年目から6年目の整備完了というのは、民間のデベロッパーの計画からいきますととも役所の流れは年数が経ってしまうというのは致し方ないのでしょうか。率直な疑問です。

○教育長 その辺どうですか。

学校施設整備担当課長。

○学校施設整備担当課長 学校の改築に当たりましては、校舎がどのようなボリュームで建つのかということとあわせて、普通教室ですとか特別教室をどのように配置するかというようなことを学校の現場の先生ですとかあるいは関係部署とあわせていろいろ議論をしていかなければならないということがございます。また、学校の先ほど出ました防災機能ですとか地域開放をどこで行うのかというようなことにつきましても何回か検討を重ねて、最終的に基本設計、実施設計にいくものでございますので、学校は地域のシンボルとして、そのようなお話を経た上で改築に至っていきますので、これだけの期間についてはご了解、ご理解をいただければと存じます。よろしくお願いいたします。

○教育長 塚本委員。

○塚本委員 本当に民間レベルではすごく想像がつかないのですが、いろいろな懇談会を持ちながら計画を立てて参りますと、当然私の感覚では各区内にございます各自治会の会長さんは非常に高齢の方もいらっしゃるし、また学校の校長なり事務方である教育委員会の中でも異動等の問題等、いろいろなファクターが出てきます。もっと心配しているのは自然災害というのはいつ起こるかわかりませんので、そういった部分でも、今のお答えをいただいたのを十分理解した上なのですが、老婆心ながら質問させていただきました。

以上です。

○教育長 そのほかいかがでしょうか。

大里委員。

○大里委員 先ほど齋藤委員、今、塚本委員もおっしゃっていただいたのですけれども、学校は安全が一番最優先かなと思います。防災拠点というところも非常に私も気になっているところですし、やはり災害が続いておりますので、いつ起こるかわからない。先日、小松中学校へ周年行事で行きましたが、仮設校舎での避難訓練も行ったと話をしていました。そういった改築・改修中であってもいつ災害が起こるかわからないということもありますし、避難所運営訓練なども定期的に行えたらいいかなと思っています。そちらは町会などの自治会が中心になるのかなと思いますけれども、町会によっては温度差がありますので、行政からも働きかけを継続的にしていくといいのかなと思います。

○教育長 ご意見ということでよろしいですか。

そのほかいかがでしょうか。

よろしいですか。

それでは報告事項等4について終わります。

引き続きまして報告事項等5「学校給食費に係る公費補助（食材購入費）の増額について」をお願いします。

学務課長。

○学務課長 それでは「学校給食費に係る公費補助（食材購入費）の増額について」ご報告いたします。まず1、理由でございます。本年7月31日付で文部科学省から発出されました学校給食実施基準の一部改正において、子どもたちが食する学校給食の栄養素等が改正されました。この改正によりまして児童・生徒の必要な栄養を確保するため食材購入費を増額するものでございます。なお、追加で必要となる食材購入費につきましては、保護者の負担とせず公費補助の増額で対応することといたします。

次に2、実施時期でございますが、平成31年度1月でございます。

次に3、補助額でございます。補正予算総額は1,557万9千円でございます。小学校1,341万円、中学校216万9,000円となります。なお、この補助額は児童・生徒1人につきまして1食当たり約6円の補助を現在行っているところでございます。この補助を約17円に増額するものでございます。

次の4、参考としまして小学校・中学校の区分に応じた現在の保護者の負担する給食費の月額を記載いたしました。この保護者負担の給食費は変更しないで、増額分を公費補助するものでございます。

説明は以上でございます。

○教育長 それでは、ただいまの件につきまして何かご質問等ございますか。



よろしいですか。

それでは報告事項等5については終わります。

続きまして報告事項等6「(仮称) かつしか教育情報化推進プラン(素案)について」をお願いします。

指導室長。

○指導室長 「(仮称) かつしか教育情報化推進プラン(素案)について」説明させていただきます。

まず本計画の目的でございますが、グローバル化や情報化など急激な社会的変化の中で子どもたちがこれからの時代に求められる資質・能力を着実に備えることができる学校教育を実現するため、学校と教育委員会が教育の情報化の考え方や方向性等のビジョンを共有し、一体となって教育の情報化の推進に取り組んでいくため本計画を策定するものでございます。

次に本計画の位置づけでございますけれども、本計画は「葛飾区基本計画」や「葛飾区教育振興基本計画」等で示されている目標を実現するための教育の情報分野における実施計画として位置づけるものでございます。

次に本計画の期間でございますが、平成31年度から平成35(2023)年度までの5年間の計画としております。

次にこれまでの検討経過でございますが、6月に教職員向けにアンケート調査を実施するとともに、6月下旬から7月中旬にかけて小中学校4校と保田しおさい学校を対象に現地訪問調査を実施して本区の教育情報化の現状を確認いたしました。また、6月、8月、11月に葛飾区教育情報化推進委員会を開催しまして本計画の策定に向けて検討をしてきたところでございます。

今申し上げた検討を経てまとまった計画の素案が別添のA4となっております。計画素案は全体が厚いものですから、その26ページ、27ページを見ていただけたらと思います。そこにこの計画の全体が見える体系図というのがございます。この体系図には大きく四つの目標を掲げております。それからその目標の下に11の基本方針というのが示されてございます。

まず目標の1点目でございますけれども、これは児童・生徒の視線の目標ということで、「新しい時代に必要となる資質・能力を育む、ICTを活用した「主体的・対話的で深い学び」の実現」を掲げております。ここではICTを活用した学習の推進として、教育委員会と学校が一体となってICT活用に取り組んでいくとともに、児童・生徒用タブレット端末の整備として文部科学省の示す3クラスに1クラス分程度の整備を目指していきます。また学校図書館を学習センターとして位置づけ、放課後子どもたちがICT等を活用しながら自学自習ができる環境の整備も進めて参ります。

次に目標の2でございます。こちらは教職員の視点の目標としてございます。「教員のICT

を活用した指導力の向上」を掲げております。ここでは授業のときに活用できるICT機器の整備として大型提示装置の導入や教員向けのICT利活用研修の充実として、教員だけではなく管理職に対しても研修を実施して、学校全体でICTの活用に取り組める体制をつくっていきます。

それから27ページです。目標の3点目です。教員の校務の視点からの目標として「校務の効率化による児童・生徒と向き合う時間の創出」を掲げております。ここでは学校教育総合システムのリプレイスに合わせまして指導要録の電子化や出退勤管理システムの整備を進めて学校の働き方改革にもつなげていきます。

最後の4点目ですけれども、こちらはシステムを管理する側の視点から「教育情報セキュリティの確保とシステムの最適化」に取り組んで参ります。

今申し上げましたとおり四つの目標を達成するためにハード面の整備やソフト面の充実を図りまして、教育の情報化の推進に取り組んでいく計画としています。

最後に1枚目の裏側に、今後の取り組みとしましてパブリックコメントを実施する予定でございます。期間は12月12日から31年1月10日を予定としております。実施内容については記載のとおりとなります。

以上でございます。

○教育長 それでは、ただいまの説明について何かご質問等ございますでしょうか。

齋藤委員。

○齋藤委員 この間、日野に行ったときにいろいろな参考意見をいただいているのですが、あそこでは文部科学省から補助金でタブレットを整えてもらったのだけでも、もう期限が来て変えなければいけないのだけれども予算がないので大変だという話と、それから、さまざまなのが3年ぐらいで変わってしまうということで、購入したのだけれどもリースのほうがよかったと言っていて、確かにそういう考え方があるのかなと感じたのですね。現在タブレットが40台ということで、今後は3クラスに一つということで考えるということなのですが、現在、葛飾区はリースでやっていて、変えていけるのか。今後の方針の中でもそうした考え方でいこうと考えているのか、どういうふうに思っているのか、現状と今後についてお聞かせいただければと思います。

○教育長 学務課長。

○学務課長 現在、導入・設置しておりますタブレットにつきましてはリース契約で対応しております。今後もこのような契約につきましては、リース契約を継続していくというような形で対応を考えてございます。

○齋藤委員 ありがとうございます。

○教育長 そのほかいかがでしょうか。

塚本委員。

○塚本委員 只今のご説明ありがとうございました。まず5ページにございますが、皆さんご存じのように新学習指導要領の改訂に伴って電子化時代が出て参ろうと思うのですが、若干最近気になるのでちょっとお聞きしたいのですけれども、9ページにございます「教員のICT活用指導力の向上」の今後のスケジュールといいましようか、対象の教員の年齢層もございましょうし、学校事務の効率化と働き方改革、先ほど27ページにございましたセキュリティの問題もございましょうし、一方、働き方改革の中の20番の「テレワーク環境の整備」、そういった部分で最近若干気になるのは、持ち帰った資料の紛失ですとかが必ず新聞の紙面上に出て参りますので、情報セキュリティ以前の問題というか、その辺の今後の強化というのをぜひお願いしたいのが1点。

それと25ページにございます「教員のICT化を活用して指導力の向上」の中で11番の項目、デジタル教科書の整備とございますが、若干気になったのが、最近ニュースの映像で気にとめたことがあるのですが、今ほとんどがスマホを利用している部分では液晶画面に対して非常にネガティブな報道があったのですね。目を痛める、視力を低下させるという部分があるので、これは紙媒体のよしあしという時代の趨勢に合わないのですけれども、全面的なデジタル化というのはそういった時代のいろいろなニュースソースを見ながら対応していかないといけないのかなという感想だけですので、お答えだけでなく、今後の展開として留意していただきたいと思っておりますので、お願いいたします。

以上です。

○教育長 よろしいですか。

齋藤委員。

○齋藤委員 もう1個だけいいですか。確認です。中学校と小学校でテレビの画面があるのだけど、小学校は小さいですよ。それで、子どもの目、小学校と中学校で大きく違うということは、変える必要がないと思うのですけれども、この間小学校でいろいろ見たら小さくて、後ろから立って見ていたら字が読めないぐらいの画面なのですね。今検討していただいているのかもしれませんが、テレビはもう少し大きい画面にしたほうが学習効果が上がるのではないかと思うのですが、その辺はどういうふうになっているのでしょうか。

○教育長 学務課長。

○学務課長 現在のところ中学校より小学校のほうがテレビ画面として小さいということですが、来年度、大型提示装置という形で中学校と同様の機種を設置する予定でいますので、対応は小学校、中学校とも来年は同じ画面になるという状況があります。

○教育長 そのほかいかがでしょうか。

よろしいですか。

それでは、報告事項等 6 については終わります。

引き続きまして、報告事項等 7 についてお願いします。

指導室長。

○指導室長 「平成 30 年度小学校連合陸上競技大会の実施結果について」 ご説明いたします。

10 月 22 日と 23 日の 2 日間にわたりまして葛飾区奥戸総合スポーツセンター陸上競技場で実施されました。本年度で第 6 回目となります。ことしは 6 年生児童約 3200 人が参加しまして、全小学校を四つのグループに分けて 2 日間の午前・午後の計 4 回実施いたしました。初日は天候にも恵まれまして、無事に全ての競技を終えることができました。2 日目ですけれども、午前の部が雨のため途中で中止となってしまいました。残念ながら中止になってしまった学校も後日自主的に記録会を実施するなど、練習した成果を発揮することができました。

種目は、男女別で 100 メートル走、50 メートルハードル走、千メートル走、走り幅跳び、4 × 100 メートルリレーを行いました。今大会の実施結果は 5 の結果のとおりでございます。今回、新記録は出ませんでしたけれども、子どもたちは練習の成果を十分に発揮していたと思います。裏面は、平成 25 年度以降の大会記録となっております。今後も陸上運動を初めとしまして、基礎体力の向上と運動に取り組む意欲を高める取り組みの充実を図って参りたいと思っています。

以上でございます。

○教育長 ただいまの説明について何かご質問等ございますか。

大里委員。

○大里委員 2 日目の天候、雨が強くなって記録がとれなかった部分がありましたので、その記録が後日とれたということで大変安心しました。

○教育長 そのほかいかがでしょうか。

よろしいですか。

それでは報告事項等 7 について終わります。

引き続きまして報告事項等 8 「平成 31 年度『葛飾教育の日』の実施について」お願いします。

指導室長。

○指導室長 「平成 31 年度『葛飾教育の日』の実施について」説明をさせていただきます。

葛飾教育の日は、平成 23 年度から葛飾区における土曜日の授業として、家庭・地域との連携を一層深め、葛飾区の教育の充実を図ることを目的に実施しております。

平成 31 年度についてでございますけれども、こちら原則として月 1 回の土曜日を実施日として、半日を単位として教育課程に位置づけ、授業の振替は行わないこととして、年間 11 回実施していく予定でございます。なお、4 月につきましては、今年度と同様に小学校と中学校は年度当初の保護者会が重ならないようにするために別の日に実施することとしてございます。

実施に当たりましては、地域への公開を原則としております。この基本方針を踏まえまして各学校の実情に合わせ、道徳授業、地区公開講座、それから今年から実施しておりますイングリッシュデー、それからセーフティー教室その他、保護者や地域住民の方をゲストティーチャーとして招いての授業など保護者や地域との連携の機会をふやし各学校が工夫して実施して参ります。

また、通常授業で行うことを基本としておりますけれども、年に1度に限りまして地域との連携や学校行事等の事情により葛飾教育の日を変更することができ、学校の特色を生かした教育活動を行ってよいものとしております。

平成31年度におきましても、土曜日の授業の実施について保護者や地域に対して周知を図り、葛飾区の教育の向上に役立て参りたいと考えております。

以上でございます。

**○教育長** それでは、ただいまの説明について何かございますか。

よろしいですか。

それでは報告事項等8について終わります。

引き続き報告事項等9「(仮称)葛飾区いじめ防止対策推進条例(素案)について」お願いします。

学校教育担当部長。

**○学校教育担当部長** それでは「(仮称)葛飾区いじめ防止対策推進条例(素案)について」説明させていただきます。

まず1、条例制定の趣旨でございます。葛飾区いじめ調査委員会からの答申の内容を受け、総合教育会議において区長及び教育委員会がいじめ防止対策について協議いたしました。その協議内容を踏まえ、本区のいじめ防止等に向けた基本理念ですとか、区、学校、保護者、区民等の責務を明確にし、区、学校、地域が連携していじめ防止のための対策に取り組み、本区におけるいじめ防止対策を推進するため(仮称)葛飾区いじめ防止対策推進条例を制定するものでございます。

続きまして2、条例(素案)の概要でございます。本編ではなく概要の部分について説明させていただきます。(1)目的でございます。いじめ防止等のための対策について基本理念を定め、葛飾区、学校、保護者、区民及び関係機関の責務を明らかにするとともに、いじめ防止等のための対策に関する基本的な事項を定め、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進し、もって児童等が健全に成長できる環境を整備することを目的として参ります。

次に(2)基本理念でございます。①いじめの防止等のための対策は、いじめが児童等の生命、心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼすものであることに鑑み、全ての児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが

行われなくなるようにすることを旨として行わなければならない。①から始まりまして④まで四つの基本理念について定めさせていただきます。

次に（３）責務でございます。こちらは①から⑤で、区、学校及び学校の教職員、保護者、区民、関係機関のそれぞれについて責務を定めさせていただきたいと考えてございます。

次に３ページをごらんください。葛飾区いじめ問題対策連絡協議会でございます。区は、いじめ防止等に関する機関及び団体の連携の強化を図るために、いじめ問題対策連絡協議会を置きます。次に（５）といたしまして葛飾区教育委員会いじめ問題対策委員会でございます。教育委員会は、いじめ防止等のための対策を実効的に行うため、法 14 条 3 項の規定に基づき、教育委員会の附属機関として、いじめ問題対策委員会を置くものでございます。②対策委員会ですけれども、教育委員会の諮問に応じ、いじめの防止等のための対策について審議し、答申いたします。また、必要があると認めるときは、いじめの防止等のための対策について教育委員会に意見を述べることもございます。③対策委員会は、学校において法 28 条第 1 項に規定する重大事態が発生した場合については、教育委員会からの要請に基づき調査を行い、その結果を教育委員会に報告するものでございます。今般、第三者委員会から指摘を受けた第三者委員会の立ち上げが遅くなったということがないように、速やかに対処できるように条例を制定するものでございます。

次に４、パブリックコメント、５の今後の予定については記載のとおりですので、ごらんおきください。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○**教育長** ただいまの説明について何かご質問等ございますでしょうか。

塚本委員。

○**塚本委員** これからこの素案についてはパブリックコメントを求めるということでございますので、非常に大切なことだと思うのですが、非常に興味がある中に、学校の内外を問わずにいじめが行われなくようにするという、いじめという重大事案というのは受けた児童なり生徒なり、対象の子どもさんたちを対象にしているのでしょうかけれども、そのレベルというのは全然違うのですね。ささいなことであっても受けた児童はどんどん追い込まれてしまうという部分があるので、その辺も十分留意して、学識経験の方ですとか、いろいろな方の意見を留意しながら、パブリックコメントをいただいた上で反映させていただきたいと思います。要望というか意見だけです。

○**教育長** 学校教育担当部長。

○**学校教育担当部長** 今、塚本委員から意見をいただきました。今般、第三者委員会からもらった案件については学校及び教育委員会がその内容を、からかい、悪ふざけであるということやや軽視したというか、対応が遅れた面がございました。今後については、私ども、いじめ

の定義をきちっと学校等にも説明した上で、早期発見、早期解消に努め、どんな小さいいじめ案件であっても適切に対応して参りたいと考えてございます。

○教育長 塚本委員。

○塚本委員 今、部長からお答えいただいたのですが、大津の事件でも第三者委員会がさらに否定されるような事案が最近出てございますので、そういう世の中のメディアが先行して非常に過敏な反応が出てございますので、そういった部分でちょっと心配ながら意見を述べさせていただきます。

それと同時に1点、現場の携わるクラス担任というか教員の方への意識改革も一番最初に吸い上げる突破口でございますので、学校の中に常設の委員会をもってほしい、それが理想なのですがけれども、それ以外に現場の教員の方が認識を一定のレベルで常に持っていただけるように指導室のほうからもぜひお願いしたいと思っております。要望でございます。

○教育長 そのほかいかがでしょうか。

私から。

基本方針から条例へということでどんな点が変わったのか、それから23区内で条例制定をしている区は幾つぐらいあるのか、お願いします。

学校教育担当部長。

○学校教育担当部長 いじめの基本方針を定めてございましたけれども、やはり条例ということでは重みが違います。こうした条例をもってきちっと、今意見ございましたように学校ですとかに周知も進みますし、地域等の連携についても考えていきたいと考えてございます。そして最大のポイントは、先ほど申し上げましたように理念の部分だけではなくて、第三者委員会の設置について法律上速やかに、常設している第三者委員会が重大事態が発生したときについてはその28条に基づく設置した委員会に速やかに変えられる。そこから新たに人選をしたりとか設置をしたりという手間をかけずに速やかに対応できるということが最大のメリットだと考えてございます。

また、23区の状況ですけれども、全部で10区でございます。

○教育長 そのほかいかがでしょうか。

よろしいですか。

それでは報告事項等9について終わります。

報告事項等10「平成29年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査の実施結果について」をお願いします。

学校教育担当部長。

○学校教育担当部長 それでは「平成29年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査の実施結果について」説明させていただきます。

まず本調査ですけれども、葛飾区内公立小学校、中学校を対象として、29年度における暴力行為、いじめ、不登校の実態を把握するために実施したものでございます。

暴力行為の状況でございます。29年度の件数は、小学校16件、中学校125件、合計141件でございます。特徴をごらんください。校種別の発生件数については、小学校は3件減少、中学校は3件増加ですので、全体の数字としては変化ございません。また対応については、学級経営、生活指導の充実ですとか、学校間の情報の共有、それから家庭、地域、関係機関との連携の強化等を実施して参りたいと考えてございます。

次にいじめの状況でございます。いじめの認知件数については、小学校が67件、中学校が50件でございます。小学校については5件減少、中学校については1件減少したところでございます。

いじめの解消率につきましては、前年度に比べて小学校では増加いたしました、中学校では減少したところでございます。

対応につきましては、「ふれあい月間」の実施・活用ですとか、スクールカウンセラーによる相談体制の充実等に努めて参りたいと考えてございます。

次に不登校の状況でございます。不登校児童・生徒数は、小学校は91人、出現率0.45%、中学校は336人、出現率3.89%であり、前年度と比較して小学校では減少いたしました、中学校では増加いたしました。また不登校児童・生徒の学校への復帰率は、前年度に比べて小学校は22.0%で微減し、中学校は12.5%で減少いたしました。

対応でございます。総合教育センターにおける教育相談ですとか適応指導教育の充実、スクールソーシャルワーカー、カウンセラーの体制の充実等に努めて参りたいと考えてございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

**○教育長** ただいまの説明について何かご質問等ございますでしょうか。

天宮委員。

**○天宮委員** 次の裏面に学校内の対教師暴力というのがあるのですが、これは、小学校、中学校、葛飾区は少ないと言え少ないのでしょうかけれども、こういうのは普通に単なる暴力事件じゃないですか。こういう場合というのは、レベルにもよるのでしょうか、普通に警察の対処とか、そういう形は葛飾区の場合はとっているのですか。

**○教育長** 学校教育担当部長。

**○学校教育担当部長** 今、天宮委員からご指摘ございましたように、まずは当然学校がそうしたことがないように努力するのが第一でございますけれども、その状態によってはきちっと警察と連携して対処をしていくべきものについては対処していきたいと考えてございます。

**○教育長** いかがでしょうか。

日高委員。



○日高委員 検討委員会の趣旨もそうですし、それからいじめ、不登校についてもそうですけれども、子どもの健全な育成というのは誰もが願うところなのです。そういう意味においては、特にいじめの問題などは何者も意識が絶対に許さない、いじめは絶対に許さない。いじめは少しはいいのだという発想がちょっとでもあると総体的に崩れてしまうわけです。ですから、そういう意味ではその認識を絶対に許さないし、そして徹底的に弱い者を救う。いじめられたものがやはり被害者なのです。いじめられた人間が感じることによって全て決まるという恐ろしい状況です。要するにやった人間が決めるのではなくて、やられた人間がどう感じたかによって全部決まってしまうから、このあたりを大事にして、そういう認識を各学校も、一教師も、それから保護者も理解をしていただいてこの対応をやっていく必要があるのではないかと。

私はこういう意識を、特に今、対教師暴力の話が出ましたけれども、対教師暴力が発生した場合においては教育関係がストップしてしまうわけです。教師との人間関係はここで切れますから、切れた場合においては教育の関係はなくなるということだと思いますので、非常に重用に考え認識する必要があると思います。

以上です。

○教育長 学校教育担当部長。

○学校教育担当部長 まずいじめの件ですけれども、私も2校で研修させていただいたときには、やはりこの心身の苦痛が最大のポイントだということをお話しさせていただいてございます。また、教育長のほうからも校長会等で必ず、この心身の苦痛、これについて絶対に漏らさないようにということは厳しく周知をしております。

校長、副校長あたりまではこれが徹底されているとは思っておりますけれども、やはり先ほどから出ていますように担任の先生方、ともかく先生方全員、それから学校職員も含めてこうしたものがきちっと周知徹底されるように今後取り組んで参りたいと考えてございます。

○教育長 そのほかいかがでしょうか。

私から。このいじめの認知件数というもののなただけけれども、全国、全都に比べて本区は極端に認知件数が少ない、率が少ないのですけれども、これについては、これはいいことなのか、それとも何か問題があるのか、その辺どう考えているのか。

学校教育担当部長。

○学校教育担当部長 この認知件数の大きな差については、今申し上げた課題、校長、副校長あたりまでは徹底されてはおりますけれども、必ずしも全ての先生に徹底されていない可能性が高いのでこういう結果が出ているのではないかと推測してございます。ですので、指導主事のほうに、各学校から0件で上がってきたような学校については状況を確認しなさいということで、今確認のほうをさせているところでございます。その上で、もしいじめの定義が誤っているようでしたら、再度改めるように徹底させていただきたいと思っております。

ただその一方で、東京都、全国の中では、状況によっては、先ほどから言っているように心身的な苦痛がなかったとしても、からかいや悪ふざけをいじめとカウントしている可能性もあるのかなというようなことも考えてございます。少し他区の件数等も検証した上で、我が区は どうしてこれほど差が出ているかについては、今調査していることとございますので、この辺の調査を徹底した上で来年度の調査に反映させて参りたいと考えてございます。

○教育長 そのほかいかがでしょうか。

よろしいですか。

引き続きまして報告事項等 11「平成 30 年度葛飾区少年の主張大会本大会の実施結果について」をお願いします。

地域教育課長。

○地域教育課長 それでは「平成 30 年度葛飾区少年の主張大会本大会の実施結果について」ご説明申し上げます。

まず本事業につきましては、青少年育成地区委員会との共催事業で、昭和 60 年度から実施しており、今回が 34 回目でございます。応募資格は、小学生の部が 5、6 年生、中学生の部が全学年で、いずれも区内在住または在学を要件としてございます。

資料をごらんくださいませ。1 及び 2 の日時と会場でございます。去る 11 月 17 日土曜日にかつしかシンフォニーヒルズのアイリスホールにて実施をいたしました。3 の応募者数は、小学生 412 人、中学生 78 人の計 490 人。このうち、予選大会を経て本大会出場をしたのは 4 に記載の小学生 20 人、中学生 8 人の計 28 人でございます。5 の部門別結果につきましては、(1) の小学生の部、裏面となりますが (2) の中学生の部の各表に記載のとおりでございます。

ご説明については以上でございます。

○教育長 ただいまの件につきまして何かご質問等ございますか。

よろしいですか。

では報告事項等 11 については終わります。

続きまして報告事項等 12「葛飾柴又の文化的景観選定記念切手の作成について」をお願いします。

生涯学習課長。

○生涯学習課長 それでは私のほうから「葛飾柴又の文化的景観選定記念切手の作成について」ご説明申し上げます。

まず 1 の趣旨でございます。昨年度、夢と誇りあるふるさと葛飾基金へご寄付いただいた方のご意向を踏まえまして、平成 30 年 2 月 13 日に葛飾柴又の文化的景観が国の重要文化的景観に選定されたことを記念いたしましてオリジナルの記念切手を作成するものでございます。

2 の概要でございます。まず (1) シートの構成といたしましては、シートで 82 円の切手が

10枚、作成数としては2,000シート。(3)販売価格がシート1,500円。切手の図柄でございますけれども、葛飾柴又の重要な構成要素を中心とした写真としてございまして、次のページにイメージ図を載せてございます。これはあくまでもイメージ図ということでご理解いただきたいと思っております。

(5)作成委託でございますけれども、日本郵便株式会社に委託する予定となっております。そのほかといたしましては、記念切手シートは台紙にセットいたします。また、台紙には葛飾柴又の文化的景観の説明と夢と誇りあるふるさと葛飾基金のロゴマークを掲載する予定となっております。

3番の販売予定日は、年明け2月の中旬としてございます。

4の予算でございますが、先ほど教育総務課長からご説明差し上げてご同意いただいた補正予算案に計上してございますけれども、(1)歳出といたしましては、記念切手シートの作成委託や販売手数料、ポスター等の作成で419万4,000円。一方売上金が300万円入ってございますので、歳入として計上してございます。そのほかに夢と誇りあるふるさと基金からの繰入金として100万円を予定しているところでございます。

5の販売場所は予定でございますけれども、郷土と天文の博物館のミュージアムショップ、区役所3階の区政情報コーナーを含めまして柴又地域で販売をする予定でございます。柴又地域での販売につきましては葛飾区の観光協会に販売を委託する予定となっております。

6の周知方法につきましては、博物館や区の公式ホームページ、SNS等を活用する予定となっております。

私からの説明は以上でございます。

**○教育長** ただいまの報告について何かご質問等ございますか。

よろしいですか。

続きまして、それでは報告事項等13「葛飾区指定無形文化財保持者の認定の解除について」をお願いします。

生涯学習課長。

**○生涯学習課長** それでは「葛飾区指定無形文化財保持者の認定の解除について」ご説明いたします。

指定無形文化財は、金工（日本刀）、刀鍛冶でございます。

1の内容でございます。葛飾区指定無形文化財保持者の死亡に伴いまして認定を解除するものでございます。

2の対象者は、葛飾区高砂8丁目17番11号の吉原義一氏でございます。

解除日は平成30年5月1日、保持者の死亡日となっております。

なお、無形文化財保持者等の認定解除につきましては、葛飾区文化財保護条例25条の規定に

よりまして審議会への諮問が必要となっておりますが、条例の4条5項の規定によりまして、死亡に伴う場合は自動的に解除されるものとなっております。

私からは以上でございます。

○教育長 それでは、ただいまの説明について何かご質問等ございますでしょうか。

よろしいですか。

それでは、最後です。報告事項等14「葛飾赤十字産院内に設置する図書館の概要について」をお願いします。

中央図書館長。

○中央図書館長 それでは「葛飾赤十字産院内に設置する図書館の概要について」ご説明いたします。

区と葛飾赤十字産院は、平成28年7月25日に締結いたしました「葛飾赤十字産院の移転建替に関する基本協定」におきまして、新病院内に区立図書館を整備することを定めてございます。このたび、葛飾赤十字産院の新病院の設計に合わせまして、新病院内に設置する図書館の概要を取りまとめましたのでご報告するものでございます。

1、コンセプトでございます。「子どもを迎える、子どもを育てる家族にとって、知りたい情報のある図書館」をコンセプトといたしまして、葛飾区内に設置されている地区図書館と同規模の施設を想定しております。

子どもを迎える家庭、子どもを育てる家庭が必要な情報を得られるように、出産、育児、子どもの病気、幼児教育関連資料を多く収蔵するものでございます。また、プレママ・プレパパへの絵本講座やプレ読み聞かせ、葛飾赤十字産院のスタッフによるセミナーの実施など、赤十字産院との連携事業の検討を進めているものでございます。

2、蔵書数です。一般書が1万冊程度、児童書が1万冊程度、妊娠・出産・育児に関するものが250冊程度、新聞が8紙程度、雑誌につきましては60タイトル程度、CDにつきましては200枚程度を考えてございます。

3、諸室構成でございます。書架、閲覧席、おはなしコーナー、カウンター、事務室、トイレ等を予定してございます。

裏面をごらんください。4、配置図、平面図でございますが、次ページ別紙をごらんいただければと思います。右斜め上が水戸街道、国道6号線でございます。病院の国道6号線寄りが図書館となっております。裏面をごらんいただければと思います。こちらは平面図となっております。白抜きの部分でございまして、右上の風除室から、展示スペース、児童エリア、お話コーナー、新聞・雑誌コーナー、受付、一般エリアとなっております。

本文にお戻り願います。今後の予定でございます。平成31(2019)年2月に図書館の内装設計がほぼ出来上がります。31年6月、新病院建設工事に着工いたします。33年3月、新病院建

設工事が竣工し、6月に新病院が開院、新病院内図書館も開設する予定になってございます。

ご説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

**○教育長** ただいまの説明について何かご質問等ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは報告事項等 14 について終わります。

これで案件は全て終わりました。

そのほかについて何かご意見、ご質問等ありましたら。

大里委員。

**○大里委員** 全体を通してですが、今回はパブリックコメントが5件ありまして、同じ期間なのでですね。葛飾区後期実施計画もかなりの量があるのですけれども、閲覧場所は多いのですが、閲覧と意見提出期間は年末・年始も含んでおります。これに目を通して意見を出すのは、関心があってもなかなか難しい人ものではないかなと思います。一方で教育振興基本計画のパブリックコメントを見ますとほとんど電子申請ということもありますので、逆に年末年始のほうが家でゆっくりホームページを見られる人もいるのかなと思います。ただ1点だけ、広報かつしかに載るのが12月15日号ということで、閲覧期間が始まる後になってしまうところが課題かなと思いました。

さまざまな過程を経て素案をつくって、策定までの日程が多分これしかとれなかったのだろうなというところは想像します。

**○教育長** そのほかいかがでしょうか。

よろしいですか。

それでは、これもちまして平成30年第10回臨時会を終了いたします。ありがとうございました。